

Y G健康保険組合の保健指導並びに健診受診勧奨及び、 再検査に関する個人情報の共同利用について

YG健康保険組合

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、保険給付等のために通常必要な範囲の利用目的のうち被保険者等にとって利益となるもの、又は健保組合等の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者等本人にとって合理的であるとは言えないものについては、ホームページ等へ掲載し同意を得る事とされています。

つきましては、皆さまのご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

1. 利用目的

YG健康保険組合では、被保険者の健康保持増進として保健指導や再検査等の受診率向上のため、保健指導並びに健診未受診者の受診勧奨及び再検査勧奨を行うにあたり、個人情報を共同利用いたします。

2. 共同利用する個人情報の項目

保健指導対象者・健診受診者・未受診者・再検査対象者・特定保健指導対象コース

3. 共同利用者の範囲

各適用事業所担当者

YG健康保険組合

4. 当組合における個人情報の責任者

常務理事